

清水清一郎

経済産業委員会 質問報告書 平成17年10月19日

○谷口委員長 次に、清水清一郎君。

○清水（清）委員 私は、自由民主党の新人清水清一郎でございます。ちなみにやはり私も初めての質問でございます。つたない質問ではございますけれども、思い出に残るような温情のある御答弁を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は、ベンチャービジネスに対する投資減税と再出発できる債務処理及び商店街活性化に関する都市計画に関して、幾つかの質問を試みたいと思えます。

我が国の景気もようやく踊り場を脱却しつつあると言われております。大学発のベンチャービジネスの数も、政府目標を超えて、千百社になったと聞いております。チャレンジ精神に富んだベンチャービジネス企業の勃興がこの景気回復の牽引役の一翼を担ったことは、言うまでもないと思っております。

そこで、今後さらに景気回復を図っていくために、ベンチャービジネス企業の安定した資金供給を図っていく必要があると思えます。そのためには、申告手続の簡素化など改善が待たれているところではございますけれども、ここでは、より効果の大きい税制についてお伺いをいたしたいと存じます。

我が国と主要国との違いについて見てみますと、御案内のとおりではございますけれども、アメリカは、譲渡益に關しまして、適格企業の株を五年以上保有した場合、譲渡益を二分の一に圧縮、ただし、その上限は取得額の十倍となっております。譲渡損に關しましては、ベンチャービジネスに限らず、夫婦で年間十萬ドルまで他の所得との通算が可能で、繰り越しは無期限、無制限となっております。

同様にイギリスも、譲渡益の場合、適格企業を五年以上保有の場合には、売却益は非課税、

適格ファンドの配当及び譲渡益は非課税です。また、適格会社の譲渡損につきまして、やはり他の所得との通算が可能で、繰越期限は無期限でございます。

フランスも同様でございます。すべての株譲渡益は年間一萬五千ユーロ、約二百萬円まで非課税でございますし、適格会社の株の譲渡損は夫婦で年間三萬五百ユーロ、約四百萬円まで他の所得との通算が可能で、繰り越しは五年となっております。

日本の場合には、適格企業の株を三年超保有し、一定の条件を満たした場合に、譲渡益を二分の一に圧縮、そしてまた、譲渡損に關しましては、これはほかの株式譲渡益からのみ翌年から三年間の繰越控除ということになっていきます。

以上のように、我が国のベンチャービジネスを取り巻く環境は、海外の主要国の手厚さと比較いたしますと、大変物足りないというぐあいに思えるわけでございます。以上を踏まえて質問をさせていただきます。

まず第一点でございますが、投資家のリスクをより軽減して安定した資金供給を行うことが、日本の経済拡大あるいは景気拡大、ひいては財政再建にも大いに資するものと存じます。ゆえに、我が国においても、譲渡損に關して上限を設けず、他の所得と通算できるようにすべきであると思えますが、いかがでしょうか。

さらに第二点として、第一点と同様の趣旨から、譲渡益の繰越期間を三年から無制限、無期限とするべきと思うが、経済産業省の御見解をお伺いいたします。

○北畑政府参考人 ベンチャー税制についての御質問についてお答えを申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。平成九年度にいわゆるエンゼル税制を創設いたしまして、その後何度か制度改正をいたしまして、税

制面でのバックアップをそれなりに拡充をしてまいりました。

欧米のエンゼル税制に比べてどうかという御質問につきましては、まだまだ差があると思えますけれども、こういう税制に限らず、ベンチャーにリスクをとった投資家の資金が回るような環境整備には、引き続き努めてまいりたいと思えます。

具体的な御質問を二点いただきました。

最初の株主譲渡損を他の所得と通算をしてはどうかという御質問でございます。これも議員御案内のとおりでございますが、我が国は株式の取引に伴う損益につきましては、申告分離という累進課税の所得税の中ではそれなりに株主優遇の措置にできており、その中で一定の要件を満たすベンチャーに対する投資についても、利益が出た場合、その利益を二分の一に圧縮をするという特別のベンチャー優遇策が講じられているということでございます。

利益が出た場合にそういう措置がとられておつて、損失の場合はどうかということなんですけれども、我が国では株式については他の所得と分離をするという大原則がありまして、利益が出たときは分離、損失が出たときは通算というのはややバランスを失する考え方かなと思ひまして、引き続き議論、検討はしてまいりたいと考えておりますけれども、なかなか難しい問題があるということをお聞きしたいと思います。

それから、損失繰越期間の延長、現行三年でございますけれども、残念ながら、法人税と違ひまして、所得税の世界では損失の繰越控除というのは三年というのが、他の制度も三年ということになっておりました、ベンチャーだけを優遇するかどうかという理由があるのかというのについては、引き続き検討して考えていきたいと思ひますけれども、一応そういうバランス論があるということをお聞きしたいと思います。

なお、前国会ではこの経済産業委員会でも有限責任

事業組合法というものを御審議いただきまして成立をいたしました。既に施行されておりますけれども、委員会でも、この制度をベンチャーに活用すべきだという御指摘をたくさんいただきました。この制度では、有限責任のもとで、構成員課税、ベンチャーに伴う損失を本体の方で利益相殺できるという税制面の措置ができております。

この制度に限らず、我が国の個人金融資産を有効に利用するという大きな流れ、貯蓄から投資へ、間接金融から直接金融へという大きな流れの中でベンチャーへの資金の流れも考えてまいりたいと思ひます。

ハイリスク・ハイリターンという言葉がいいかどうかわかりませんが、一定のリスクも覚悟の上でベンチャーに投資をするという投資家がたくさんあらわれてくるということが大変重要なことだと思います。税制に限らず、幅広く検討してまいりたいと考えております。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

税制については総合課税に向かう傾向が強いと思っておりますので、また、アメリカなどについては、十回に一遍当たれば何とか元が取れるというところで、ベンチャーに対する投資がふえてきているということもありますので、今後、いろいろまた要求をしていきたいと思っております。

次に、地方経済と中小企業再生について伺いたしますが、景気が踊り場を脱却した、喜ばしいということはそのとおりでございますが、これから、地方経済ないし中小企業の分野においては不良債権の処理も本番を迎える状況かと存じます。ちなみに、大手銀行の不良債権比率は二・九％、金額にしまして七・四兆円ですか。他方、地銀、第二地銀のそれは五・五％、金額で十兆四千億と言われております。今後の企業再生には産業再生機構の出番はもうないわけではございませんけれども、中小企業再生支援協議会の取り組みに

についてはどのように御指導していかれるのか、中小企業庁にお伺いをいたします。

また、地銀、第二地銀に対しましては、地方経済の特殊性から事業再生を主とした取引先への対応が求められ、おのずと時間がかかる処理が迫られるわけでありますが、仮に、法的整理を選択しなければならなくなった場合でも、早い時期に整理または再生のスキームが決定すれば、当該企業の事業価値の毀損を少なくすることができ、ひいては雇用の継続や再建も容易になるなど、社会的損失を回避することができるとは思います。

この観点から、事業価値の毀損を防ぐために、現行法よりも法的整理の時間短縮あるいは簡便な手続を導入する必要があると思いますが、この点を法務省にお伺いいたします。

○望月政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、中小企業庁といたしましては、産業再生法に基づきまして中小企業再生支援協議会を全国各都道府県にそれぞれ設置いたしましたして、地域の総力を結集しまして、相談から再生計画作成支援まで、きめ細かな中小企業の再生支援をいたしているところでございます。

協議会では、これまでに、平成十五年六月に発足いたしましたけれども、約二年間で七千三百の企業からの相談に応じますとともに、そのうち、金融機関と調整を含む抜本的な対策が必要だ、地域を挙げて助けなければいけないというものについて、手ずから計画をつくったものが五百八十四社ございます。この計画の策定はもう終了しておりますので、言ってみれば、つぶれるべきところをつぶさないで何とかしたというところの従業員を数えてみますと、四万三千人の方々がこれで助かったというところになっているわけでございます。

このように、全国の関係者の御努力によりまして着実に成果が上がっておりますが、議員御指摘のように、地域の金融機関の不良債権処理がむしろこれから加速されるというようなことが懸念されるわけでございますけれども、こういった場合には地域金融機関からの持ち込み案件が今後増加するのではないかとこのように考えておりまして、協議会に対するニーズは一層高まるということで、協議会の方の体制も整備していかなきゃいけないというふうに思っております。

協議会を軸といたしまして、政策金融などの支援も結集いたしましたして、中小企業の再生支援に今度とも全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○深山政府参考人 それでは、法務省の方からもお答えいたします。

委員御指摘のとおり、中小企業が法的な整理手続を利用して企業再建を図る場合には、企業価値の毀損を最小限に食いとめる、そのために、その手続が迅速かつ合理的なものであるということが非常に重要な要素だと思っております。

法務省では、平成八年から倒産法制の見直しの作業をしております、中小企業に利用しやすい企業再建のタイプの倒産処理法として、平成十一年の十二月に民事再生法を制定しております。これは、前身の和議法に比べまして、各手続の簡素合理化を図ってスピードアップを図った手続でございます。その結果、旧来の和議手続に比べて、再建計画ができるまでの期間が約半分到现在となっております。

この中小企業向けの民事再生手続については、さらに個人の事業者向けに特例手続も翌年設けておりまして、これによりまして、個人の零細な企業者についてはより簡易な手続で再建が図れるようにしております。

今後とも、再生手続の運用状況を見ながら、迅速かつ合理的な中小企業の再建が図れるように適切な措置を講じてまいりたいと思っております。

○清水（清）委員 時間がなくなりますけれども、まちづくりと商店街の活性化についてお伺いします。

私、数年前にオランダの商業と債務者保護について調べに行つたことがございます。そのときにスーパーマーケットの事情についてもちょっと調べてみたんですが、大規模チェーンストアは存在するんですけども、店舗の数が多いだけで、一店舗当たりの売り場面積が非常に少ない、狭いものでございました。また、ディスカウントストアについては会員のみの利用に制限されておりまして、高い高は非常に少ないものでございました。ヨーロッパの商店街が総じて活力がある、元気があると言われておりますが、オランダも例外ではありませんでした。

私が思うに、都市計画に対する考え方に大きな違いがあると思われまます。日本はアメリカ型でございますので、麦畑の中にあるいは田んぼの中に突然大店舗が出現する、あるいはパチンコ屋さんができる、そんなことがありますけれども、ヨーロッパでは、農地の中に住宅さえつくることができません。放牧地の中にはスーパーマーケットなど思いもよらぬことでございまして、つまり、都市計画が峻別され、厳密に守られておりますので、街区の中にかスーパーマーケットは出店ができないわけです。

その街区たるや、六百年、七百年も前の石づくりの建物、そういうものが並んでおつて、かつ、文化財や町並み保存のため改築が制限されておりますので、そのために、大きな面積のスーパーマーケットは進出が不可能であります。規模のメリットがとれないために、総体的に大

型店の競争力が強くならない。専門店を中心とした商店街が元気であるというのは、このような理由であると思っております。

そこで、まちづくり三法の見直しについて、きょうは副大臣がおられますので、お地元の要望も踏まえ、今後の経済産業省の取り組みと副大臣の抱負をお伺いしたいと思ひます。

また、先日、実は福島県の商業まちづくり条例の成立の記事が新聞に載っておりますけれども、しかし、自治体におきましては強制力がなく、単に企業名を公表する程度の誘導行政しかとれないわけでございます。今後、国としてきつちりナショナル法として整備していくよう御要望申し上げるとともに、経済産業省の今後の取り組みをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小此木副大臣 この委員会でも、今おっしゃるような観点からのまちづくり、商店街のことについてさまざまな議論をさせていただきましたし、御意見もちょうだいをいたしてまいりました。地方の中心市街地の空洞化については本当に深刻な状況でもありまして、何とかこのまちづくり、活性化をしてほしいという声が地方からもあるところであります。

このような現状を踏まえて今後のまちづくりについて考えたときに、これからは人口の減少といったことを念頭に置きまして、やはり、コンパクトではあるけれどもにぎわうまちづくりということを目指すことが重要であるというふうに私は考えております。具体的には、公共公益施設を含むさまざまな都市機能、これを市街地へ集約するということが、中心市街地のコミュニティとしての魅力向上を車の両輪として展開する必要があるというふうに思います。

具体的な制度のあり方につきましては、中心市街地活性化法の抜本的改正、これも含めて、

当省の審議会での審議を踏まえつつ、国土交通省、こういった役所を初めとする関係省庁と連携して検討を進めてまいりたいというふうに思っています。その際、大型店の立地規制につきましては、個別大型店等の出店による既存商業者への影響を考慮することなど、いわゆる商業調整に陥ることのないように留意をすべきだということふうに考えております。

○谷口委員長 迎商務流通審議官、簡潔に答弁をお願いします。

○迎政府参考人 福島県の条例については私どもも存じております。中心市街地の衰退にどう対処するかという問題意識は共通するところがあるわけでございますけれども、あちらの条例では大型商業施設の対策だけで措置されているわけでございますが、ただいま副大臣申し上げましたように、まちづくり全体、都市機能全体をどういうふうに集約するかというふうな総合的な対策がなければ、商業問題だけではこの問題は解決しない、こういうふうにも考えております。したがって、関係省庁とも連携して、国として総合的な対策を講ずべく今後検討していききたい、こういうふうに思っておりますところでございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。これで質問を終わりにいたします。